

# 第5回 「京都市路上喫煙等対策審議会」 議事次第

開催日	平成21年8月24日(月)
時間	午後2時から
会場	市民生活センター 研修室

## 1 開会

## 2 開会あいさつ

京都市文化市民局長 山岸 吉和

## 3 委員の紹介

## 4 会長・副会長の選出

## 5 事務局からの報告

- (1) これまでの路上喫煙対策について
- (2) 広報活動の取組について
- (3) 路上喫煙率, 過料処分件数等について
- (4) 「喫煙場所 SMOKING AREA」の利用状況について

## 6 その他

## 7 閉会

## 第5回「京都市路上喫煙等対策審議会」

### 報告資料集

報告1	これまでの路上喫煙対策について . . . . .	P 1
報告2	広報活動の取組について . . . . .	P 3
報告3	路上喫煙率, 過料処分件数等について . . . . .	P 9
報告4	「喫煙場所 SMOKING AREA」の利用状況について . . . . .	P 11

## これまでの路上喫煙対策について

## 1 本市における路上喫煙対策

## (1) これまでの経緯

平成 19 年 6 月 1 日	「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」制定
平成 19 年 8 月 10 日	第 1 回審議会開催
平成 19 年 9 月 19 日	第 2 回審議会開催 答申①（路上喫煙等禁止区域の指定）
平成 19 年 11 月 1 日	路上喫煙等禁止区域の指定（10 路線約 7.1 km）
平成 20 年 2 月 19 日	第 3 回審議会開催 答申②（過料の金額及び徴収開始時期）
平成 20 年 6 月 1 日	路上喫煙等禁止区域での過料（1 千円）徴収開始
平成 21 年 2 月 2 日	第 4 回審議会開催

## (2) 審議会からの答申

- ・ 答申①（路上喫煙等禁止区域の指定） 「参考 1」資料 P 1 参照
- ・ 答申②（過料の金額及び徴収開始時期） 「参考 2」資料 P 7 参照

## (3) その他参考資料

- ア 京都市路上喫煙防止条例（仮称）検討委員会での議論 「参考 3」資料 P 1 2 参照
- ・ 第 1 回検討委員会摘録（平成 18 年 10 月 31 日開催）
  - ・ 第 2 回検討委員会摘録（平成 19 年 1 月 26 日開催）
  - ・ 第 3 回検討委員会摘録（平成 19 年 2 月 26 日開催）
  - ・ 第 4 回検討委員会摘録（平成 19 年 4 月 12 日開催）
- イ 京都市路上喫煙等対策審議会での議論 「参考 4」資料 P 2 6 参照
- ・ 第 1 回審議会摘録（平成 19 年 8 月 10 日開催）
  - ・ 第 2 回審議会摘録（平成 19 年 9 月 19 日開催）
  - ・ 第 3 回審議会摘録（平成 20 年 2 月 19 日開催）
  - ・ 第 4 回審議会摘録（平成 21 年 2 月 2 日開催）

## 2 他の政令指定都市（全 18 都市）の取組状況

路上喫煙条例を制定している都市	17 都市	未制定：仙台
条例に罰則規定がある都市	15 都市	努力義務のみ：浜松，堺
罰則規定を適用している都市	9 都市	札幌，横浜，新潟，名古屋，大阪， 神戸，広島，北九州，京都

※平成 21 年 7 月末現在



## 広報活動の取組について

### 1 関係団体・機関への周知等

#### (1) 自治連合会

禁止区域となる13学区への周知

#### (2) 商業・観光・運輸関係

禁止区域指定、過料徴収開始に併せて、組合員、従業員への周知と顧客等への伝達(啓発チラシ・ポスターの配布・掲出等)

- ・ 該当商店街振興組合、百貨店
- ・ 旅行会社、ホテル、旅館
- ・ 鉄道会社、バス、タクシー

#### (3) 警察

禁止区域の所轄署への情報提供及びトラブル(暴力行為等)への対応依頼

### 2 これまでの広報活動の取組

#### (1) 広報活動

##### ア 啓発ポスターの掲出、啓発チラシ及び観光マップ等の配布

##### ・ 啓発ポスター、啓発チラシ

市営駐車場及び地下鉄主要駅へのポスター掲示、市バス・地下鉄車内吊広告、市政広報板、観光・商業・運輸関係機関へのポスター掲示、啓発チラシ町内回覧など

##### ・ 観光マップ

「KYOTO CITY MAP」(観光協会)、「歩いて楽しいまち 京都まち歩きマップ」(観光振興課)、「歩いて楽しい散策マップ おこしやす東山」(東山3K協力金会議)など

##### ・ その他

うちわ(外国人観光客向けも作成)、ポケットティッシュの作成



啓発チラシ  
(禁止区域指定時)



啓発ポスターの掲示(過料徴収開始時)  
～市営駐車場～



英語版、外国人観光客向けうちわ(セブン銀行)  
街頭啓発、市内旅館・ホテルで配布

## イ 広報媒体等を介した広報宣伝

- ・ 京都市ホームページ（京都市情報館）

ホームページトップに路上喫煙対策事業のバナー設置

外国人観光客にわかりやすい英語版ホームページの作成



京都市ホームページ（京都市情報館）  
※過料処分件数も公表



英語版ホームページ

- ・ 市広報媒体

テレビ，ラジオの市政広報番組，市民しんぶん，電光文字表示装置，映画館フラッシュニュース など

- ・ 観光雑誌等

フリーペーパー「京都時刻表 京都駅+」，京都おでかけ公式マガジン「P-Side」，「秋の京都 のりかえ駐車場(秋のパーク&ライド)」，「京ごよみ」，「成人の日 記念式典配布パンフレット」 など

- ・ その他

市役所本庁舎正面看板，高島屋懸垂幕



市役所本庁舎正面看板



高島屋懸垂幕

## ウ 禁止区域の標示

- ・ 立看板約 80 箇所
- ・ ステッカー・プレート 50 箇所
- ・ 路面標示タイルの設置

禁止区域 10 路線の見やすい場所 (62 箇所) に設置。30 cm 又は 40 cm 四方



立看板(2m×0.45m)



ステッカー(45cm×15cm)



路面標示タイル

## エ 観光案内板プレートの付加

市役所や京都駅前など市内 6 箇所の観光案内板に条例周知プレート付加



市役所前 観光案内板



プレート (1m×0.3m)  
英語, 中国語, 韓国語 併記

## (2) 啓発活動

### ア 自主啓発活動

- ・ 条例制定，禁止区域指定など節目での街頭啓発活動
- ・ 路上喫煙等監視指導員による巡回・指導，過料徴収



街頭啓発・パレード出発



街頭啓発

- ・ 過料徴収セレモニー



セレモニー・出発式



セレモニー・喫煙設備寄贈に対する感謝状贈呈

### イ 各区ふれあいまつりにおける啓発（平成19年9月以降）

- ・ 路上喫煙等監視指導員による啓発チラシの配布
- ・ 条例に関する「〇×クイズ」実施



区ふれあいまつり啓発コーナー



- ウ 「路上禁煙キャンペーンなごや2008」(平成20年7月, 8市合同街頭啓発)
- エ 他局等主催事業における合同啓発活動
  - 「道の日」記念事業(建設局), 「世界の京都・まちの美化市民総行動」(環境政策局), 「地域の絆づくり」事業(民間企業) など

### 3 三都市路上喫煙対策会議

#### (1) 設置目的

過料徴収を実施している3都市(大阪市, 神戸市, 京都市)で, 情報交換, 意見交換するとともに, 広報活動での連携, 協働を図ることで, 観光客等の市外在住者への周知・啓発活動を充実させる。

#### (2) 今後の方向性

本年度中を目途に, 合同啓発資材を作成し, 3都市の協働で広報活動を実施する方向で検討していく。



路上喫煙率，過料処分件数等について

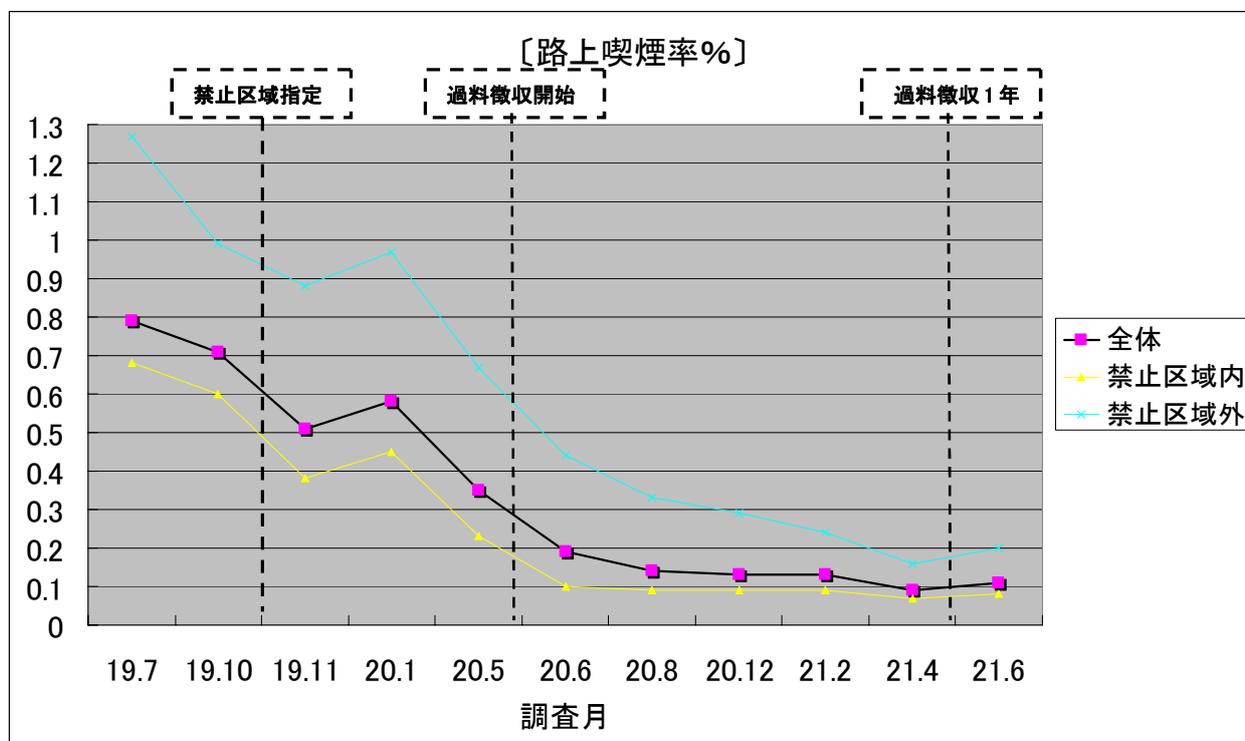
1 路上喫煙率

1 時間当たりの通行者に占める喫煙者の割合。

調査実施月の平日，休日各 1 日に 2 時間（13:00～14:00，17:30～18:30）

〔路上喫煙率%〕	全体	禁止区域内	禁止区域外	調査箇所数 (うち区域内)
指定前 (H19.7～9)	0.79	0.68	1.27	19 (12)
指定直前 (H19.10)	0.71	0.60	0.99	21 (12)
指定直後 (H19.11)	0.51 △35%	0.38 △44%	0.88 △31%	21 (12)
過料徴収直前 (H20.5)	0.35 △56%	0.23 △66%	0.67 △46%	21 (12)
過料徴収直後 (H20.6)	0.19 △76%	0.10 △85%	0.44 △65%	21 (12)
過料徴収後 (H21.6)	0.11 △86%	0.08 △88%	0.20 △84%	21 (12)

は，対「指定前 (H19.7～9)」の減少率



## 2 過料処分件数

(平成20年度)

期間	処分件数	(内訳)						
		現金	納入通知書	男性	女性	市内	市外	不明
20年 6月	88	78	10	70	18	37	44	7
7月	73	62	11	66	7	40	28	5
8月	41	31	10	40	1	21	17	3
9月	50	47	3	44	6	26	22	2
10月	43	35	8	41	2	20	16	7
11月	52	47	5	48	4	15	18	19
12月	30	29	1	30	0	6	8	16
21年 1月	30	28	2	30	0	9	13	8
2月	36	33	3	35	1	12	5	19
3月	35	33	2	33	2	16	16	3
その他	2	0	2	2	0	1	1	0
合計 (比率)	<b>480</b>	<b>423</b> (88%)	<b>57</b> (12%)	<b>439</b> (91%)	<b>41</b> (9%)	<b>203</b> (42%)	<b>188</b> (39%)	<b>89</b> (19%)

※その他：規則第3条第2項により、市長が科した過料処分

(平成21年度)

期間	処分件数	(内訳)						
		現金	納入通知書	男性	女性	市内	市外	不明
21年 4月	18	15	3	17	1	10	8	0
5月	38	34	4	36	2	21	15	2
6月	22	20	2	22	0	14	6	2
7月	37	36	1	35	2	13	20	4
合計 (比率)	<b>115</b>	<b>105</b> (91%)	<b>10</b> (9%)	<b>110</b> (96%)	<b>5</b> (4%)	<b>58</b> (50%)	<b>49</b> (43%)	<b>8</b> (7%)

## 3 未納者への対応

納入通知書を発行した違反者のうち未納の者には、平成21年2月から順次、督促を行っている。

今後とも、未納者に対しては、過料処分の公平性を確保するため、督促や催告を行い支払を求めていく。

<参考>納付率

納入通知書発行件数	納付件数	未納付件数	納付率
67件	27件	40件	<b>40.3%</b>

※「**過料徴収率**（過料処分件数に占める納付件数の割合）」は**93.3%**となっている。

## 「喫煙場所 SMOKING AREA」の利用状況

### 1 「喫煙場所 SMOKING AREA」の概要

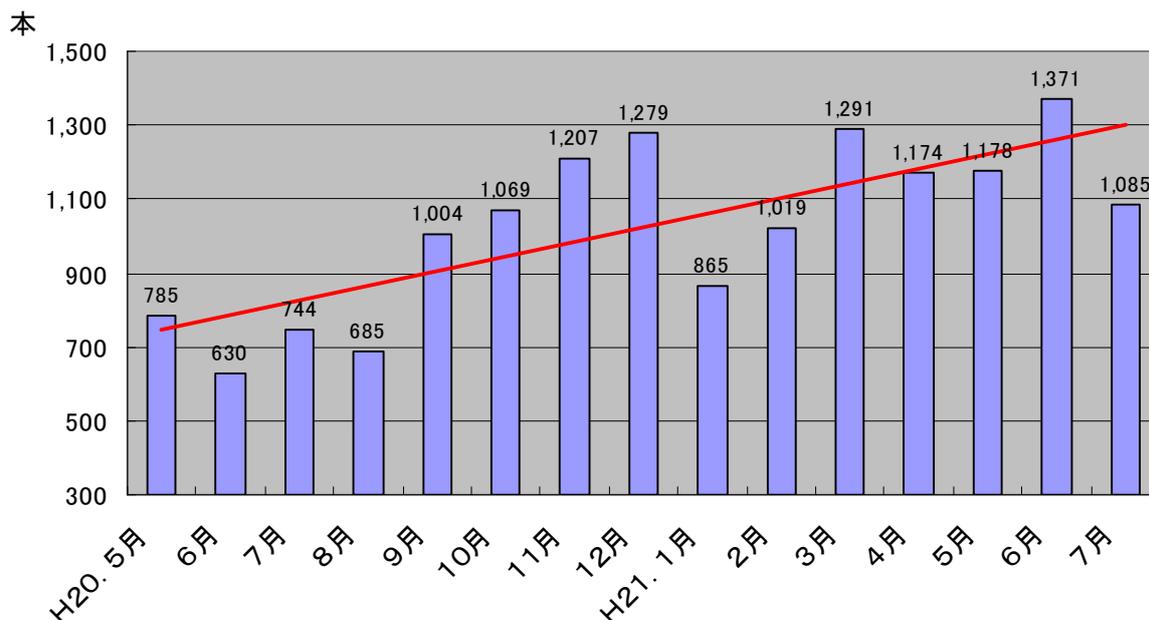
- (1) 場 所 中京区西木屋町通四条上る（高瀬川沿い）
- (2) 供用開始日 平成20年5月30日（金）



日本たばこ産業株式会社京都支店から設備一式を寄贈

### 2 利用状況の推移

「喫煙場所 SMOKING AREA」の利用状況の推移  
(灰皿内の吸殻本数調べ)



【調査: 毎月1回(概ね最終土曜日)JT京都支店から提供】

→ 吸殻の本数が確実に増加しており、喫煙場所に対する認知度が高くなっている。

## 第5回「京都市路上喫煙等対策審議会」

### 参考資料集

- 参考1 答申①（路上喫煙等禁止区域の指定） . . . . . P 1
- 参考2 答申②（過料の金額及び徴収開始時期） . . . . . P 7
- 参考3 京都市路上喫煙防止条例（仮称）検討委員会摘録  
・第1回 . . . . . P 1 3  
・第2回 . . . . . P 1 5  
・第3回 . . . . . P 2 3  
・第4回 . . . . . P 2 5
- 参考4 京都市路上喫煙等対策審議会摘録  
・第1回 . . . . . P 2 7  
・第2回 . . . . . P 2 9  
・第3回 . . . . . P 3 1  
・第4回 . . . . . P 3 3
- 参考5 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例・施行規則 . . . P 3 5
- 参考6 京都市路上喫煙等対策審議会傍聴規程 . . . . . P 4 1

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の  
施行に関する重要事項について（答申）

（ 路上喫煙等禁止区域の指定について ）

平成19年9月

京都市路上喫煙等対策審議会

## はじめに

喫煙行為は、個人の自由の範疇に属する行為であり、喫煙時に周囲の方の身体等への被害の防止や健康への影響の抑制を図ることは、第一に喫煙者自らがマナーとして守るべき事柄である。

しかし、マナーを欠いた喫煙行為によるやけどや焼け焦げ等の被害の防止や健康への影響の抑制を図るため、特に多数の方がいる場所での喫煙行為に対しては、公的なルールとして一定の規制が必要となった。

そこで、「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」（以下「条例」という。）が平成19年5月29日に制定、同年6月1日に施行された。

この条例は、市民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」という。）の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的として、路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図る趣旨で制定されたものであり、京都市路上喫煙等対策審議会は、条例第7条の規定に基づく市長の諮問機関として設置されている。

条例第5条第1項では、条例の趣旨から特に路上喫煙等を禁止する必要があると認められる区域について、市長が路上喫煙等禁止区域（以下「禁止区域」という。）に指定することができる旨の規定が設けられ、同条第3項では、禁止区域の指定に先立ち、市長が本審議会の意見を聴くよう定められている。

本審議会は、平成19年8月10日付け文市地第62号により、条例の施行に関する重要事項として、路上喫煙等禁止区域の指定についての諮問を受けた。

今回、禁止区域の指定について、答申を行うものであるが、禁止区域の指定を契機として、喫煙マナーの向上が図られ、市域全体において喫煙者と非喫煙者がともに快適に過ごせるようになることを期待するものである。

## 1 禁止区域の指定の考え方

- (1) 条例は、屋外の公共の場では、路上喫煙等をしないよう努力する義務を課すとともに、「禁止区域」を設け、喫煙しない義務を課し、違反者に罰則を適用することとしている。

しかし、条例制定の趣旨は、実際の路上喫煙による迷惑や被害の防止とともに、違反者が路上喫煙防止の趣旨を理解し、マナー向上の契機となることを期待するものであり、喫煙する自由を制限する「禁止区域」の指定は、周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じる（危険性が高い）と想定される地域に限定すべきである。

- (2) 禁止区域の指定方法としては、大別して、面（エリア）で指定する方法と線（道路）で指定する方法があるが、禁止区域に指定すること自体に一定の啓発効果が期待できるため、禁止区域の指定に当たっては、市民等にわかりやすく、明確にその範囲を示し周知でき、かつ、実効性のある取組を進めていくことができる区域とすることが重要である。

面で指定することは、一見すると市民等に分かりやすいように思われるが、相対的に通行量が少ない（危険性が低い）細街路まで含まれてしまい、禁止区域の指定は限定的であるべきという原則に反するとともに、禁止区域に私有地が含まれ、公有地との区別が必ずしも明確でない場合があるため、市民等に対する明確性という点からも、線（道路）で指定する方法がよいと考える。

## 2 具体的な禁止区域について

以上の考え方及び京都市が行った定点調査の結果を踏まえ、禁止区域を「路上喫煙が行われると、やけど等の被害や健康への影響が生じる危険性が大きい、平日及び休日の平均通行者数がともに1,000人以上ある路線」とし、下記に掲げる路線を指定することを妥当とする。

### 記

- 河原町通（御池通から四条通まで）
- 裏寺町通（六角通から四条通まで）
- 新京極通（三条通から四条通まで）
- 寺町通（御池通から四条通まで）
- 烏丸通（御池通から四条通まで）
- 三条通（三条大橋から烏丸通まで）
- 六角通（河原町通から寺町通まで）
- 蛸薬師通（河原町通から寺町通まで）
- 錦小路通（新京極通から烏丸通まで）
- 四条通（東大路通から烏丸通まで）

<付帯意見>

本審議会は、今後の京都市の路上喫煙対策において、次の事項に留意することを市長に具申する。

- 1 路上喫煙等禁止区域の指定については、市民や観光客に対して十分周知を図るとともに、同区域内において路上喫煙等を行う者に対して路上喫煙をやめるよう徹底した指導を行うこと。
- 2 喫煙者と非喫煙者の共存を目指す観点から、路上喫煙等禁止区域周辺の適当な場所に、周囲に配慮した喫煙設備を設置すること。
- 3 今後、多数の通行量がある区域については、必要に応じて路上喫煙等禁止区域に追加指定することを検討すること。



京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の  
施行に関する重要事項について（答申）

（ 過料の金額及び徴収開始時期について ）

平成20年2月

京都市路上喫煙等対策審議会

## はじめに

喫煙行為は、個人の自由の範疇に属する行為であり、喫煙時に周囲の方の身体等への被害の防止や健康への影響の抑制を図ることは、第一に喫煙者自らがマナーとして守るべき事柄である。

しかし、マナーを欠いた喫煙行為によるやけどや焼け焦げ等の被害の防止や健康への影響の抑制を図るため、公共の場所での喫煙行為に対しては、公的なルールとして一定の規制が必要である。

そこで、「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」（以下「条例」という。）が平成19年6月1日に施行された。

この条例は、市民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」という。）の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的として、路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図る趣旨で制定されたものであり、京都市路上喫煙等対策審議会は、条例第7条の規定に基づく市長の諮問機関として設置されている。

この度、本審議会は、平成20年2月19日付け文市地第98号により、条例の施行に関する重要事項として、過料の金額及び徴収開始時期についての諮問を受け、答申を行うものである。

路上喫煙等禁止区域（以下「禁止区域」という。）での違反者に対する過料徴収を契機として、路上喫煙等に対する市民意識及び喫煙マナーの向上が図られ、京都市全域において喫煙者と非喫煙者がともに快適に過ごせるようになることを期待するものである。

## 1 過料徴収についての考え方

### (1) 現状

本審議会において、条例の目的を達成できるよう、京都市の諮問に応じ審議し、第2回審議会で「路上喫煙等禁止区域の指定について」の答申を提出した。

この答申内容を踏まえ、京都市では、平成19年11月1日に禁止区域を指定し、広報活動及び巡回・指導等を行ってきたところである。

これまでの取組の効果を検証すると、禁止区域の指定前と比較し、路上喫煙等を行っている者（以下「路上喫煙者」という。）の割合が一定減少しているが、その効果には限界があること及び路上喫煙等による危険性が依然として存在しているため、更に強力に取組を推進する必要がある。

### (2) 過料徴収についての考え方

過料は行政上の秩序を害する行為に対し科す「行政罰」であり、路上喫煙者に対する制裁としての側面を有するため、過料徴収の実施には慎重な判断が必要となるが、現状を考察すると、路上喫煙等による危険を防止するまでに至っておらず、これまでの取組のみでは条例の実効性が確保できない。

また、過料徴収の実施によって、禁止区域での路上喫煙等を抑止すること（抑止効果）及び違反者に条例に対する理解を促進し再発を防止すること（再発防止効果）が期待でき、その結果、路上喫煙等に対する市民意識及び喫煙マナーの向上を図ることが可能である。

以上のことから、条例の実効性を確保するためには、過料を徴収している他都市の取組状況も参考にしながら、京都市で過料徴収を実施する必要がある。

## 2 過料の金額及び徴収開始時期

### (1) 金額

過料徴収による抑止効果及び再発防止効果が十分に期待でき、かつ、過料徴収における違反者間の公平性の確保及び現場での効率的な手続きの観点から現金で徴収できる金額として、過料の金額は1千円とすることが妥当である。

### (2) 徴収開始時期

平成19年6月1日の条例制定から1年、同年11月1日の禁止区域指定から約半年の節目であり、過料の金額及び徴収開始時期の周知期間として十分な期間が確保でき、更には、春の観光シーズンによる混雑を避けられることから、徴収開始時期は平成20年6月1日とすることが妥当である。

<付帯意見>

本審議会は、条例の取組を推進するうえで、次の事項に留意することを市長に具申する。

- ・ 過料の適用に当たっては、市民はもとより、観光旅行者等に対して、周知徹底を図ること。併せて、路上喫煙等をしないよう努力する義務についての広報活動を十分に行うこと。



## 第1回京都市路上喫煙防止条例（仮称）検討委員会 摘録

- 1 開催日時 平成18年10月31日（火） 午後3時45分～午後4時45分
- 2 会場 キャンパスプラザ京都 2階 第1会議室
- 3 議事等
  - (1) 政令指定都市における路上喫煙防止条例の制定状況に関する意見交換
  - (2) 路上喫煙防止条例に関する市民アンケート調査の実施（案）に関する意見交換

### 4 意見交換の内容

#### (1) 政令指定都市における路上喫煙防止条例の制定状況に関する意見交換

##### ○ 委員

- ・ 条例の目的に、まちの美化を入れない理由は。

##### ● 事務局

- ・ まちの美化については、既に条例がある。

##### ○ 委員

- ・ 禁止区域はどういう方法で明示していくのか。

##### ● 事務局

- ・ 平成19年5月に条例を制定できれば、半年間は啓発期間として立て看板等を設置し、指導員を置き、路上喫煙をしないよう啓発を行っていく。
- ・ 禁止区域は、市民が特に多く通行する場所に限定すべきだろうと考えている。将来的には、観光客が多く訪れる場所も禁止区域に入れることになると思う。

##### ○ 委員

- ・ 条例に違反した者に対するペナルティはあるか。

##### ● 事務局

- ・ 他都市の例にならい、千円から2千円の過料を徴収することを考えている。

##### ○ 委員

- ・ 火のついたたばこを手を持ったまま子供の近くを歩かれ、危険を感じたことが何度もあった。京都市の条例制定は遅すぎたぐらいで、ぜひ厳しく取り締まってほしい。

##### ○ 委員

- ・ たばこを吸いながら自転車に乗っているのは指導すべきである。

##### ○ 委員

- ・ 禁煙の建物が増えて、屋外でたばこを吸う人が増えているのではないか。

##### ○ 委員

- ・ 灰皿のあるバス停があるが、付近の住民は嫌がっているのではないか。

- 委員
  - ・ 灰皿があると、喫煙者が集まってきてたばこを吸うので、禁止区域にするなら灰皿を設置しないよう徹底する必要がある。
- 委員
  - ・ 二条駅前の有料トイレのように、有料の喫煙場所を設置することはできないのか。
- 委員
  - ・ 条例は、啓発に重点を置くのか、罰則適用を中心に運用するのか。
- 事務局
  - ・ 啓発を中心に考えていくが、従わない人には罰則を適用せざるを得ない。
- 委員
  - ・ 条例を制定する必要性をはっきりさせておかないと、条例の運用段階になってから説得力がなくなると思う。
  - ・ 喫煙に関する問題を何でも条例で解決しようとするのは無理があるので、条例の実効性の問題を整理しておく必要がある。条例の目的や理念を明確にすることが、条例の実効性を確保する上で重要である。
  - ・ 他都市の実態をもう少し詳しく調査し、報告してほしい。

(2) 路上喫煙防止条例に関する市民アンケート調査の実施（案）に関する意見交換

- 委員
  - ・ 「現在、京都市も条例の制定に向けた準備を進めています。」は不要だと思う。
- 事務局
  - ・ アンケートのタイトルも、「路上喫煙に関する市民アンケート」に変更する。
- 委員
  - ・ 「喫煙の自由を規制し過ぎだ」という声が出るかもしれない。

## 第2回京都市路上喫煙防止条例（仮称）検討委員会 摘録

1 開催日時 平成19年1月26日（金） 午後2時～午後5時

2 会 場 京都ロイヤルホテル&スパ 2階 祥雲の間  
（中京区河原町通三条上ル）

### 3 議 事 等

(1) 路上喫煙に関する市民アンケート調査結果

(2) 他都市調査結果

(3) 関係団体からの意見聴取

① 京都たばこ商業協同組合（3名）及び日本たばこ産業株式会社京都支店（2名）

② 特定非営利活動法人京都禁煙推進研究会（3名）

(4) 条例骨子案に必要な事項に関する審議

① 条例の目的, ② 規制の対象者, ③ 規制する行為, ④ 努力義務規定(路上の定義),

⑤ 喫煙禁止区域の指定, ⑥ 罰則の適用, ⑦ その他

### 4 審議内容

(1) 路上喫煙に関する市民アンケート調査結果

○ 委 員

・ このアンケートにおける「路上喫煙」の定義は。

● 事務局

・ このアンケート調査では、屋外の公共の場所での喫煙を「路上喫煙」とした。

・ 屋外の公共の場所とは、道路、公園のほか、市有地・民有地を問わず、現実に一般に開放され、不特定多数の人が自由に入出入りし利用できる屋外の場所のことであり、これらの場所のうち最も典型的な場所が道路であることから、「路上喫煙」という呼称を用いている。

○ 委 員

・ 観光都市・京都で、地域を限定して路上喫煙を禁止することは妥当ではなく、全域で禁止すべきである。

・ 京都市内全域を禁止区域にする方が、日本全国、外国からの観光客には分かりやすい。

○ 委 員

・ 実質的な議論は、条例骨子案に必要な事項に関する審議に譲りたい。

○ 委 員

・ どの年代からも回答があるので、市民の思いとして、条例を必要とされているのだろう。

○ 委 員

・ 一般の喫煙者・非喫煙者の割合と、アンケート回答者の喫煙者・非喫煙者の割合の差は。

● 事務局

- ・ アンケート回答者の非喫煙率は、男性：69.9%、女性：87.9%である。
- ・ 平成11年の厚生労働省調査における成人の非喫煙率の全国平均は、男性：54.3%、女性：83.3%であり、非喫煙率が年々上昇傾向にあるため、極端な開きはないと言える。

(2) 他都市調査結果

○ 委員

- ・ 3都市（東京都千代田区、名古屋市、川崎市）とも、全域について路上喫煙をしない努力義務を課し、特定の重点区域を指定して、重点区域での喫煙行為に対して過料を科している  
と理解してよいか。

● 事務局

- ・ そのとおり。この3都市以外にも条例を制定している都市は多いが、大半の都市が同様の  
仕組みの条例であり、過料を科すのは重点区域に限られている。

○ 委員

- ・ 路上喫煙に関する国の取組みはないのか。

● 事務局

- ・ 路上喫煙に関する国の取組みはない。
- ・ 国の取組みとしては、屋内又はそれに準ずる施設について、健康増進法第25条により、  
施設管理者に対して受動喫煙対策の努力義務が課されているが、屋外の部分については法の  
規制等がないので、各自治体が条例による規制に取り組んでいるという状況である。

○ 委員

- ・ 違反者から即座に過料を徴収することによるトラブルはないのか。

● 事務局

- ・ 実際に過料を実際に徴収している千代田区と名古屋市から聞いたところ、トラブルはある  
ということだった。
- ・ 条例を知らない、喫煙禁止区域がわからない、という抗弁に対して、看板を設置するなど  
工夫をしている。
- ・ 過料は刑事処分ではなく行政処分なので、違反者の身体を拘束したりすることができない  
など一定の限界があるが、両市ともトラブルが発生しても、毅然として厳正に対処している  
とのことだった。

○ 委員

- ・ 今回調査した3都市の条例の目的を簡単に説明してほしい。

● 事務局

- ・ 千代田区及び名古屋市は、路上喫煙だけでなく、ポイ捨て、犬の糞害、落書き、立看板等  
を含めた市民モラル全般を規制する条例の中で、路上喫煙を規制している。
- ・ 川崎市は、市民生活の安心・安全という目的で、路上喫煙のみを規制する条例である。

(3) 関係団体からの意見聴取

① 京都たばこ商業協同組合（3名）及び日本たばこ産業株式会社京都支店（2名）

<京都たばこ商業協同組合>

- ・ たばこ税の増税の影響で売上げが減少しており、この条例により更に売上げが減少すると予想されるので、できれば条例の制定を猶予してほしい。
- ・ 報道では過料を徴収する方針とのことだが、過剰な取締りである。年間の過料徴収額が数百万円ぐらいで、指導員の雇用経費が数千万円かかるとすれば、市の財政からの持ち出しになる。指導員を新たに雇用するのではなく、京都市職員による輪番制や京都たばこ商業協同組合の組合員による当番制にすれば、過料の徴収も新たな雇用経費も必要ない。
- ・ 京都市は観光都市であり、他府県在住者、外国人に対する周知が難しい。
- ・ モラルに訴えて、愛煙家と嫌煙家が共存できる条例となるよう希望する。

<日本たばこ産業株式会社京都支店>

(別添1「JTの路上喫煙に関する考え方及び意見について」を参照)

- ・ たばこを吸わない方とたばこを吸う方が我慢を押し付け合う社会にならないよう願う。
- ・ 双方の気持ちや意見を尊重し、ルールやマナーといったソフト面と、屋外における喫煙場所の設置などのハード面を含めた、総合的な分煙環境の更なる改善に向けて、行政や施設管理者などとの連携の拡充を図っていきたい。
- ・ 具体的には、JTとしては、喫煙マナー向上キャンペーンを自ら行うほか、「京都市まちの美化推進事業団」などとの協働による清掃活動を展開している。
- ・ 路上喫煙を規制する条例を制定済みの自治体では、喫煙を制限する区域を設けていても、区域内に喫煙場所を設置することを認め、たばこを吸う方に配慮している内容のものが大半を占める。
- ・ 国際文化観光都市・京都市では、観光客を含む市外在住者全員に周知することは非常に困難であるため、過料徴収及び禁止区域の設定に当たり、慎重な検討を希望する。

<委員による質疑・意見交換等>

○ 委員

- ・ 喫煙場所をオープンスペースに設置しているが、直径1.4mを確保できるスペースでなければ喫煙場所を設置してはいけないという意見もある中で、受動喫煙対策についてどう考えているのか。
- ・ 喫煙場所を囲ってボックスにするようなことは検討していないのか。

● 団体

- ・ 1.4mというのは、おそらく日本禁煙学会が提唱するアメリカの科学者の論文からの引用だと思う。同論文には7m、4mという距離も示されている。7mという距離は、たばこの煙に含まれる発がん物質が到達しうる距離の推計値であるが、実際の屋外環境とは異なる条件下での推計であり、また、4m以内では急性の影響が起こりうる濃度だと論じているが、科学的な根拠が不十分であり、たばこの煙の健康に対する影響を具体的に裏付ける根拠は、

論文では示されていないと考えている。

- ・ 屋外では、たばこの煙は風で急速に希釈され、場所によって、周囲の通行者の数は異なり、風向きや建物の配置によっても条件は変わる。
- ・ 屋外の喫煙場所は、たばこを吸わない方に迷惑がかからないように整備していくが、一律の制限距離の設定や囲いを設けることは考えていない。

● 団 体

- ・ 歩きたばこは禁止すべきだが、路上で立ち止まって喫煙することまで制限するのはいかなるものか。周囲のたばこを吸わない方への配慮として、危険性がある場所では立ち止まっても当然に喫煙は慎むべきだが、迷惑にならなければ、灰皿の設置された喫煙場所で吸うなり、携帯灰皿を使って吸うことは問題ないとする。
- ・ 路上喫煙全般を規制する条例は、もともと東京都千代田区で始まったが、結果として条例は守られず、喫煙場所がどんどん整備されている。

○ 委 員

- ・ 検討委員会では、歩行喫煙に限らず、立ち止まって喫煙する場合も含めて議論している。

○ 委 員

- ・ 売上げの減少という話があったが、この種の条例の先行都市で売上げが大幅に下落したというような統計資料があるか。

● 団 体

- ・ 名古屋市、千代田区の場合、昨年7月にたばこ税増税に伴う値上げがあり、売上げが落ちている。路上喫煙を排除する条例になれば、明らかに売上げは落ちる

● 団 体

- ・ たばこ以外に京都市民に迷惑を及ぼしているものは多く存在する。
- ・ たばこ小売店は零細だが、青少年の喫煙防止に貢献してきたと自負している。

○ 委 員

- ・ たばこの煙が有害であるということは認めるのか。

● 団 体

- ・ 有害物質が微量に含まれていることは事実だと思うが、排気ガスなどにも含まれており、生死に関わるような量ではない。ホームページ等で掲出されているこの種の数量は、実測値かどうか分からない。

② 特定非営利活動法人京都禁煙推進研究会（3名）

<特定非営利活動法人京都禁煙推進研究会>

(別添2「第2回京都市路上喫煙防止条例(仮称)検討委員会 意見陳述」を参照)

- ・ 路上喫煙の問題をマナーの啓発で解決しようという動きもあるが、マナーでは解決しないのが現実である。
- ・ 3年前に施行された健康増進法は、罰則がないにもかかわらず公共の場所の分煙化の促進

に非常に役立った。まず、路上喫煙対策に有効なのは、まず条例でルールを作ることである。

- ・ たばこには有害物質が含まれている。
- ・ たばこの煙には主流煙と副流煙があり、副流煙の方が有害物質は多く含まれている。
- ・ 屋外であってもたばこの煙が健康被害を及ぼす危険性は十分にあり、屋外の一瞬の受動喫煙でも、重大な病気を惹き起こす恐れがある。
- ・ 公共の場の禁煙は世界的な流れであり、海外の有名観光地も全面禁煙の傾向にある。

<委員による質疑・意見交換等>

○ 委員

- ・ ルール化が必要ということだが、一般的に自由主義社会ではマナーに任せるべきで、ルールによる規制までしなくてもよいのではないかという意見も当然に出てくる。マナーの向上ではもう無理だと考えるのは、どういう点か。

● 団体

- ・ マナー向上のキャンペーンは、J Tが10年来行ってきたが、その結果が、公共の場所でも喫煙する人がいる状況であり、マナー向上の問題として取り組んでも改善の見込みがない。駐車違反の問題でも、警察などがマナーの向上をずっと啓発してきたが、最終的には罰則を強化してやっと成果が出た。
- ・ 自由主義社会なので、たばこを吸う権利がある、という意見があるが、たばこを吸いたくない人が吸わされない権利を守る方が大事である。
- ・ 条例が制定されることで、子ども達にたばこの害を訴える教育的な効果もある。

(4) 条例骨子案に必要な事項に関する審議

① 条例の目的

○ 委員

- ・ 条例の目的を「市民の安心・安全の確保」に限定するのか、市のたばこ対策行動指針にあるような健康の保持といった概念も含めるのか、ということが大きな課題だと考えていたが、先ほどの両団体の意見に共通する項目として、健康という概念が出てきた。

罰則規定まで盛り込む条例にするならば、「きちんと危なくない方法で吸っている」という抗弁に対する説得力がないので、条例の目的の部分で、健康について言及せざるを得ないと感じている。

○ 委員

- ・ 安心・安全の確保というとき、まず身体の安心・安全といえは健康だろう。京都市は既にたばこ対策行動指針があるが、これはあくまでも行政目的の指針であり、市民向けにルール化する条例なら、明確に健康という概念も入れるべきではないか。

● 事務局

- ・ たばこ対策行動指針について説明しておきたい。

京都市たばこ対策行動指針は、ルールではなく、行動指針として、家庭、地域、事業者が取り組みを進めていく目標を定めたものである。基本的な考え方としては、喫煙はがんの危険

因子になると言われており、その他生活習慣病等々の健康被害があるので、たばこによる健康被害をなくすため、たばこに関して3つの目標分野を設けている。

1点目はたばこをやめたい方のための禁煙支援。2点目が防煙で、子供がたばこを吸わないようにする環境づくり。3点目が分煙で、受動喫煙の防止である。

- ・ 指針の主たる対象は施設内であり、路上喫煙については、「路上でたばこを吸わないようにしましょう」という行動目標は掲げているが、そこを禁煙にするといったことまでは定めていない。

○ 委員

- ・ 条例の目的に健康を入れても、重複にはならないだろう。指針が主に屋内、条例が屋外とともに努力目標としておき、屋外の一部だけが罰則規定が設けられる領域になる。しかし、そのキーワードから健康を抜くことはできないのではないか。
- ・ アンケート結果を見ても、不快な思いをした理由は健康への影響である。けがもあるが、非常に多いという数値ではないので、最も幅広い根拠付けはやはり健康だと思う。
- ・ 健康の要素を加味した上で、ポイ捨てなど他の条例、たばこ対策行動指針と重複しないように整合性を持たせることはできそうなので、もう一度事務局のほうで考えてもらいたい。

② 規制の対象者

○ 委員

- ・ 規制の対象者は全部ということになるだろう。観光客も当然含まれる。

③ 規制する行為

○ 委員

- ・ やはり、たばこを持っているだけではなく、火がついていないと規制できないだろう。

○ 委員

- ・ 自転車や自動車に乗ったままたばこを吸っているのをどうするか。特に自動車は、駐停車しているときに窓を開けて吸っているのをよく見かける。

● 事務局

- ・ 走行中の車両等からたばこを投げ捨てる行為は道路交通法第76条で禁止されている。
- ・ 停車中の車内からたばこを捨てることについては個別のケースごとの判断になる。火がついているたばこを捨てて、人に危害を加える可能性がある場合は該当する可能性もあると聞いている。
- ・ 自転車については、道路交通法の禁止規定はないと聞いている。

○ 委員

- ・ 状態については検討事項ということで、事務局の方でまとめてもらう。

④ 努力義務規定（路上の定義）、 ⑤ 喫煙禁止区域の指定

○ 委員

- ・ 全域に努力義務を掛けておき、一部を禁止区域にするという方法をとる都市が多いようだが、そんなややこしいことは観光客には分からないだろう。分かりやすく、全域を禁止区域にすればいいのではないか。
- ・ どこが禁止区域か立看板を設置するとしても、厳しい規制を行っている京都市としては、あまり多く設置できないだろう。
- 委員
  - ・ どんな指定方法にしる、京都市民にも観光客にも、周知・啓発を行っていく必要はある。
  - ・ 市内全域を禁止区域とし、過料を科すことにしてしまうと、指導・取締りを行う指導員の人数が膨大になってしまう。少なくとも、禁止区域はある程度絞り込む必要がある。
- 委員
  - ・ 市民の協力者を指導員にすれば人数を確保できるのではないか。
- 委員
  - ・ 要するに、条例の実効性をどう担保するかという問題である。罰則を定めるだけでも一定の効果があると言われるが、「違反しても何も罰則は適用されなかった」ということが広まると、条例の効果がなくなる。
  - ・ 市民の協力者が取締りを行うのは限度がある。公権力の行使なので、一定の権限を付与された有資格者しかできず、禁止区域の実効性は、指導員の人数による制約を受けざるを得ない。
- 委員
  - ・ 駐車違反の取締りのように民間事業者へ委託すればよいのではないか。
- 事務局
  - ・ 改正道路交通法の施行に伴う駐車違反取締の一部民間委託化によって、違法駐車が大幅に減少しているのは確かである。民間委託の取締員の人数は、京都市内で54人と聞いているが、それだけの人数がいても市内の中心部しかカバーできない。
- 委員
  - ・ 他都市で、限定的に禁止区域を指定していたが、問題があり全市に拡大しようという議論をしているところはないか。
- 事務局
  - ・ 他都市ではそういう議論はない。努力義務だけの都市もある。千代田区も現在は56%の地域が禁止区域になっているが、当初はもっと小さい区域であったのを順次拡大してきた。
- 委員
  - ・ 他都市では、特定の区域を指定する場合、通行者が多いか少ないかが基準になっている。
- 委員
  - ・ 全域を禁止区域にするか、特定の区域に限定するか、2つの考え方があるということで、本日は決を採らず、各委員にもよく考えていただいたうえで、もう一度検討したい。

## ⑥ 罰則の適用

- 委員

- ・ 徴収できる範囲を3万円以下と規定していても、実際の徴収額は千円か2千円だろう。どの都市でもそうなっている。

○ 委員

- ・ 違反行為を見つけたら即座に徴収するのか、指導しても従わなければ徴収という形をとるのか。指導して従わなければというのは、およそ罰則の実効性はなく、実質的に徴収しないという方針だ。ただ、即座に徴収する場合でも指導はする、という考え方になるか。

⑦ その他

○ 委員

- ・ ④, ⑤, ⑥, ⑦については、本日は十分議論する時間がなかった。各委員には持ち帰って考えておいていただきたい。

### 第3回京都市路上喫煙防止条例（仮称）検討委員会 摘録

- 1 開催日時 平成19年2月26日（月） 午前10時～午前11時40分
- 2 会 場 京都ロイヤルホテル&スパ 2階 麗峰の間
- 3 議 事 等 条例骨子案に必要な事項に関する審議（継続）

#### 4 審議内容

##### (1) 「条例の目的」

###### ○ 委 員

- ・ 本委員会として、条例の目的に、単に歩行者の身体及び財産の安全の確保だけでなく、健康被害の防止という観点も入れることとする。

（異議なし）

##### (2) 「努力義務規定（路上の定義）」、「喫煙禁止区域の指定」

###### ○ 委 員

- ・ 市内全域を路上喫煙禁止区域にするのか、罰則を適用する禁止区域を一部の指定する地域に限定して、その他の市内全域は努力義務にするのか。

###### ○ 委 員

- ・ 市内全域を路上喫煙禁止区域にすると混乱をきたすのではないかと。

###### ○ 委 員

- ・ 前回からの議論をまとめると、今回の条例では、当面、全市を努力義務にしておき、特定の場所は罰則を伴う禁止区域に指定するという形としたい。

##### (3) 「罰則の適用」

###### ○ 委 員

- ・ 過料処分を即時に適用するとことでよいと思う。
- ・ 注意を促すためなので、過料の金額はできるだけ少ない方がよい。

###### ○ 委 員

- ・ 罰則を適用するということは、かなり入念に啓発活動を行う必要がある。
- ・ 過料の額は、通常持ち合わせている金額ということで、千円程度が妥当である。

###### ○ 委 員

- ・ 違反者が「条例を知らなかった」と言い、たばこを消しても過料を徴収するのか。

###### ○ 委 員

- ・ 過料を科すことを原則にしていれば、指導することは可能である。しかし、逆に指導を前提にしていれば、「指導がなかった」と抗弁され、実質的に過料を徴収することはできない可能性が大きい。

###### ● 事務局

- ・ 事務局としては、過料を即時に適用することを考えている。
- ・ 条例制定後、半年程度の期間をかけて、十分に条例を周知する。禁止区域では、路面上の標示や立看板によって区域を明示していきたい。

#### (4) 「その他」

##### ○ 委員

- ・ 罰則を伴う禁止区域内に喫煙場所や灰皿があると、たばこを吸う人が戸惑うと思われるので、既設のものも撤去してもらいたい。努力義務の地域については、喫煙に対する考え方がいろいろある中で、一律に撤去するというのは難しいので、できるだけ設置しない、ということによいのではないかと。
- ・ 市バス停留所にある灰皿についてはどうするのか。

##### ● 事務局

- ・ 禁止区域内の市バス停留所の灰皿は、全面撤去しなければ矛盾する。
- ・ 努力義務の地域の市バス停留所の灰皿も、できるだけ撤去していく方向で考えているが、停留所設置時の地元との経過もあり、すぐには難しい場合があると思う。

##### ○ 委員

- ・ 条例のPRについては、どのように考えているのか。

##### ● 事務局

- ・ 市民しんぶんなど多様な媒体を通じてしっかりPRしたい。また、禁止区域の地元関係者の方々には、説明に行く必要があると考えている。

##### ○ 委員

- ・ 委員会の意見として、PRについては特に工夫をお願いしたい。

#### 5 条例骨子案の詳細について

日程が非常に詰まっているため、条例骨子案の詳細については、委員長と事務局に一任することを決定。

委員の意見を反映させながら骨子案を作成し、パブリックコメントを行うこととする。

## 第4回京都市路上喫煙防止条例（仮称）検討委員会 摘録

1 日 時 平成19年4月12日（木） 午前9時30分～午前11時

2 会 場 キャンパスプラザ京都 2階 第1会議室

3 議事等

- (1) 市民意見募集の結果について
- (2) 条例骨子案に関する検討事項について
- (3) その他

4 審議内容

(1) 市民意見募集の結果について

ア 意見募集の概要 （特に意見なし。原案のとおりとする。）

イ 主な意見の内容

① 条例の目的 （特に意見なし。原案のとおりとする。）

② 路上喫煙等の定義 （特に意見なし。原案のとおりとする。）

③ 努力義務

○ 委 員

- ・ 他都市では事業者の責務を定めているが、すっきりしていてよい。

④ 路上喫煙等禁止区域の指定及び同区域内での路上喫煙等の禁止

((2)ーイで審議)

⑤ 罰則

○ 委 員

- ・ 他都市の罰則の適用状況はどうなっているか。

● 事務局

- ・ 条例に罰則規定があるのは、17政令指定都市のうち、9市である。  
違反者から即座に過料を徴収しているのは札幌市、名古屋市、広島市の3市である。  
さいたま市、千葉市、川崎市、静岡市の4市は、罰則規定を施行済みであるが、指導しても従わない場合に限り過料を徴収するという運用のため、過料徴収の実績はない。  
福岡市は罰則規定はあるが、過料の徴収額を定めておらず、徴収も実施していない。  
大阪市は3月に条例が成立したばかりで、今後の運用は議論されているところである。

○ 委 員

- ・ 段階的に金額を上げるようなことも考えてはどうか。

○ 委 員

- ・ 本当を守ってもらえるものにしなければ，文言だけの条例になり，実効性が失われる。持ち合わせがあるような金額として，1,000円や2,000円という金額にならざるを得ない。

⑥ 審議会の設置 (特に意見なし。原案のとおりとする。)

⑦ その他 (特に意見なし。原案のとおりとする。)

(2) 条例骨子案に関する検討事項について

ア 路上喫煙等禁止区域内での喫煙所の設置について

○ 委 員

- ・ これまでの議論で，禁止区域内に喫煙所を設置する必要はないことを再確認しておく。

イ 路上喫煙等禁止区域に指定する場所について

○ 委 員

- ・ 道路だけを指定する方が，啓発・指導も徹底しやすいだろう。

○ 委 員

- ・ 本委員会としては，特に歩行者が多い道路の区間を市長が指定することとする。

(3) その他 (特に意見なし)

## 第1回京都市路上喫煙等対策審議会 摘録

- 1 開催日時 平成19年8月10日(金) 午前10時30分～午後0時10分
- 2 会場 ぱるるプラザ京都 5階会議室B
- 3 議事等
  - (1) 会長・副会長の選出
    - ・ 互選により彦惣委員を会長，藤岡委員を副会長に選出
  - (2) 条例制定までの経過説明
  - (3) 諮問
  - (4) 意見交換（主な意見は下記のとおり）

### 記

- 委員
  - ・ 禁止区域は，線で指定するのではなく，面での指定が望ましい。
  - ・ 鴨川，四条通，烏丸通，御池通で囲まれる面の指定が好ましいが，事務局案に加え，蛸薬師通，裏寺町通，錦小路，木屋町通も禁止区域に指定すれば，面的な指定に近くなる。
  - ・ 鴨川以东の四条通も禁止区域に指定してもらえないか。
- 事務局
  - ・ 検討委員会でも面での指定をしてはどうかという意見はあったが，最終的に歩行者の交通量が多いところ限定してはどうか，という意見になった。
  - ・ 現在，交通量調査を実施しているところであり，次回の審議会で資料としてお示ししたい。
- 委員
  - ・ 喫煙マナーをもっと啓発してはどうか。
  - ・ JTのCMのような喫煙所は，市内ではほとんど見かけない。
- 事務局
  - ・ 他都市では喫煙場所を設けている例もあり，そうした事例も参考にしながら検討して参りたい。
- 委員
  - ・ 京都駅周辺も禁止区域の候補にあがるのではないか。
- 事務局
  - ・ 現在，御指摘のあった京都駅周辺も含め，通行量の多い箇所の調査を実施しており，次回の審議会で資料としてお示ししたい。
- 委員
  - ・ 禁止区域は，線ではなく，面での指定の方が望ましい。
- 事務局

- ・ 現在、通行量調査を実施しており、他の委員の御意見と合わせて、次回の審議会で資料としてお示ししたい。
- 委員
  - ・ 夜間の時間帯でも指導・過料の徴収を実施するつもりなのか。
- 事務局
  - ・ 他都市の状況を見ても、指導員が夜間の時間帯も指導を行うことは非常に困難といわざるを得ない。
  - ・ 平成17年度の本市の政策課題研究「都心部の歩いて楽しいまち推進のために」の調査結果によると、平日は、午後の遅い時刻から夕刻の通行量が多く、休日はもう少し早い時間帯がピークで、平日よりも通行量が多くなっている。
- 委員
  - ・ 禁止区域を面で指定する方が、違反者に逃げられることが少なく、結果的にトラブルが少なくなると思う。
- 事務局
  - ・ 指導員の安全も考慮しつつ、逃げ得は許さないという姿勢で臨みたい。
- 委員
  - ・ 禁止区域が線か面かの議論をする前に、たばこの煙による被害について科学的根拠を固める必要があるのではないか。
- 事務局
  - ・ 検討委員会では、NPOの方から副流煙の影響について説明を受けたが、科学的な根拠が完全に立証されていないため、健康への影響という表現になった。
- 委員
  - ・ 検討委員会の議論でも、最初はマナー向上を条例の目的にする方向だったが、マナー向上の効果があまり期待できない状況の中で、健康への影響の防止も入れることになった。
- 委員
  - ・ 科学的には喫煙は有害とされている中で、一定の通行量のある公共の場所では喫煙を我慢してもらおう、というのが本条例の基本的なコンセプトであり、そこに異論がある方はいないという印象である。
  - ・ 過去の検討委員会の議事録をもらえると、効率的に審議ができる。
- 事務局
  - ・ 次回の審議会に、検討委員会の摘録を資料として提出する。

## 第2回京都市路上喫煙等対策審議会 摘録

- 1 開催日時 平成19年9月19日(水) 午後2時～午後4時20分
- 2 会場 市民生活センター 研修室  
(中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館 4階)
- 3 議事等
  - (1) 路上喫煙等禁止区域の指定について
  - (2) 意見交換(主な意見は下記のとおり)

### 記

- 委員
  - ・ 事務局が提案する10路線で妥当であると考えている。今後、必要に応じて禁止区域の拡大を図ることにはどうか。
  - ・ 禁止区域周辺の禁止区域以外の場所に喫煙設備を2～3箇所設置して、喫煙できる空間を確保してほしい。
- 委員
  - ・ 事務局案に加えて、河原町通・四条通・御幸町通・御池通で囲まれたエリアを面で指定することを提案する。
  - ・ 阪急百貨店西側のバス停は、河原町通の四条通以南だが、通行量が非常に多いので、綾小路まで含めることにはどうか。
  - ・ 朝に門掃きをすると、ごみの7割がたばこの吸殻である。定点調査は、喫煙者が意外に少ない。
  - ・ 花遊小路、新京極と寺町間の細街路を指定してほしい。私道でもアーケード設置や道路整備への助成が受けられるのだから、公道と同じく罰則を適用してほしい。
- 委員
  - ・ この条例は、市内の全域で喫煙をしないよう努力義務を規定している。
  - ・ ゴミのポイ捨ては、美化推進条例で対処すべきものであり、禁止区域の指定は、市民の安全等を損なう行為に対して過料を課すものである。
  - ・ 将来的には千代田区のように市内全域が禁止区域になればいいが、条例の実効性を上げるには、当初は効果が上がる地域でスタートすべき。
  - ・ 四条通を南へ延ばすことには、賛成である。
- 委員
  - ・ 基本的には事務局案でよいが、四条通以南の河原町通も人が多い。
- 事務局
  - ・ 花遊小路は私道で、私道での過料徴収には所有者の許可が必要である。
  - ・ 細街路は通行者数が多くない。
- 委員

- ・ 外国人にもわかりやすい区域指定にしてほしい。京都の路地を面で指定されても、外国人に説明できない。
- 委員
  - ・ 定点調査結果から即断はできないが、タバコのポイ捨ての大半は深夜の若者によるものであり、本来はそこを規制するのが理想だが、この部分は美化推進条例の範疇だろう。
  - ・ 事務局が提案する禁止区域で実施していけば、真相が表れてくるのではないかと期待している。
- 委員
  - ・ 他都市においても、エリアと道路で指定方法が分かれている。様々な意見が出たが、禁止区域の拡大については、近い将来の検討課題としたい。
- 委員
  - ・ 禁止区域の拡大の検討等の付帯意見を付けてほしい。
- 事務局
  - ・ 事務局案の10路線以外で指摘のあった道路については、定点調査を追加実施し、10路線と同様に通行者数が1千人以上であれば指定の対象としたい。

### 第3回京都市路上喫煙等対策審議会 摘録

- 1 開催日時 平成20年2月19日(火) 午後3時30分～午後6時
- 2 会場 市民生活センター 研修室  
(中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館 4階)
- 3 議事等
  - (1) 諮問
  - (2) 意見交換(主な意見は下記のとおり)

#### 記

- 委員
  - ・ 立て看板の設置は、マークでの標示や他の看板と一本化する等、景観に配慮したものにしてほしい。
  - ・ 百貨店協会と連携して、懸垂幕の設置を検討してはどうか。
- 事務局
  - ・ 今後、京都らしく、気に入っていただけるものを将来の課題として検討していく。
  - ・ 立て看板については、路面表示で代替して、枚数を整理していくことも考えている。
- 委員
  - ・ 喫煙者の立場として、周囲に配慮した喫煙場所の設置はありがたい。
  - ・ 設置箇所については、事前に各委員に知らせることとし、事務局に一任してはどうか。
- 委員
  - ・ 禁止区域はエリアで指定し、細街路も追加していただきたい。
- 事務局
  - ・ 禁止区域追加については、現在指定している禁止区域内での周知及び指導等の効果を検証し、将来の課題としたい。
- 委員
  - ・ 禁止区域の周辺でポイ捨て等が増えたのか。
- 事務局
  - ・ 特に、増加したとは聞いていない。
- 委員
  - ・ ふれあいまつりで開催していた条例〇×クイズに参加した。
  - ・ 事務局案に賛成である。
  - ・ 過料徴収時期、金額の周知活動は具体的にどのようにしていくのか。
  - ・ 過料徴収実施の広報の際には、併せて路上喫煙等の努力義務についての十分な周知を行う必要がある。また、条例の周知活動は徴収開始後も引き続き行う

必要がある。

- 事務局
  - ・ 京都市の考え方とおりに答申が得られれば、3月中旬に市長決定し、広報活動を行っていく。
  - ・ 市民しんぶんをはじめ、ポスター掲示等禁止区域指定時とほぼ同じ方法で徹底した周知を図りたい。
  - ・ ふれあいまつりにおける啓発も行っていきたい。
- 委員
  - ・ 過料徴収の際、公平・公正の観点をもって十分に検討してほしい。
  - ・ 委員すべてに賛同いただけた。公平・公正及び実行性を確保する上で過料徴収時期、金額とも合理性のあるものである。
- 事務局
  - ・ 過料徴収の効果の検証が必要であるため、来年の今頃に次回の審議会を開催したい。

## 第4回京都市路上喫煙等対策審議会 摘録

- 1 開催日時 平成21年2月2日(月)午後2時～午後3時40分
- 2 会場 市民生活センター 研修室  
(中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館 4階)
- 3 議事等
  - (1) 報告
  - (2) 意見交換(主な意見は下記のとおり)

### 記

- 委員
  - ・ 現場では、過料の支払いに素直に応じてくれるのか。また、外国人観光客から、過料徴収はできているのか。
  - ・ 未納者を追いすぎると費用がかかる。未納者への督促は、どの程度まで行うのか。
- 事務局
  - ・ 素直に支払いに応じない違反者もいるが、粘り強く支払いを求めている。外国人観光客には、チラシ等を示しながら、その場で過料徴収している。
  - ・ 未納者を追い続けると費用がかかるが、逃げ得を許さないためにも、未納者には督促状を送付するなど、粘り強く対応していきたい。
- 委員
  - ・ 過料徴収前の状態に戻ることがないよう、今後の推移を見守ることが重要である。京都市が必要と判断したときに、早期に対策を講じられるよう、定点調査は継続してほしい。
- 委員
  - ・ 路上喫煙率がかなり低下していることが読み取れるが、現場では、路上喫煙者が減少しているように感じるか。禁止区域周辺の住民の声を聞くことはあるのか。
- 事務局
  - ・ 禁止区域指定当初と比較すると、広報・啓発活動が行き渡り、目に見えて路上喫煙者は減少している。実感としては、ポイ捨ても確実に減少している。周辺の方からは、励ましの声をかけてもらっている。
- 委員
  - ・ 数々の広報活動を展開していること、喫煙場所設置をはじめとする喫煙者に配慮した公平な取組が実施されていることを高く評価したい。
  - ・ 禁止区域から離れた場所では、路上喫煙者が多数おり、必ずしも、条例の取組が浸透しているとは思えない。喫煙者のことを考慮しながら、皆さんに、「路上喫煙はいけない。」と認識していただけるよう、取組を継続していく必要が

ある。

- ・ 禁止区域周辺では、過料徴収を開始したことで、吸殻のポイ捨て数が激減し、犯罪等のトラブルも減少したと聞いた。条例の取組は、このような相乗効果が見込めるので、将来的には、市全体で取組めたら良いと思う。
- ・ 将来的には、禁止区域を分散して指定することで、市内全域で路上喫煙の減少が期待できるのではないか。
- ・ 現在の禁止区域では、市外在住者には、どこが禁止区域か判断しづらい。違反者が禁止区域に指定されていない細街路に逃げ込むのではないかと、この危惧が根強くある。今後、市内中心部の10路線を面的に拡大すべきである。

○ 委員

- ・ 喫煙者が喫煙したい時に喫煙できるよう、喫煙場所の増設は可能か。

● 事務局

- ・ 禁止区域周辺で通行者に影響が及ばない場所の確保に向け、今後とも、努力していきたい。

○ 委員

- ・ 次回の審議会では、今回の効果の検証を踏まえて、路上喫煙の規制が「個人の自由を制約する」ことを常に念頭に置きながら、禁止区域のあり方を検討していくこととなるだろう。
- ・ 路上喫煙の取組が、他都市との連携を図りながら、全国的な動きになれば、効果的なものとなる。京都は歴史的、文化的価値もある都市なので、路上喫煙は公共的な問題として、市がリーダーシップを持って推進してほしい。将来的には、過料徴収を行わずとも、自発的に路上喫煙をせず、喫煙者は吸う場所で吸うという社会になれば良いと思う。

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙等の禁止等により、路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図り、もって市民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」という。）の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙等 道路等（道路等を管理する権限を有する者が喫煙をすることができる場所として指定した場所を除く。）において、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内においてこれらの行為を行うことを除く。
- (2) 道路等 道路、公園その他の公共の場所（室内及びこれに準じる環境にあるものを除く。）をいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、路上喫煙等の禁止等に関する施策を実施するとともに、路上喫煙等の禁止等に関する市民等及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等は、路上喫煙等をしないよう努めなければならない。

2 市民等及び事業者は、路上喫煙等の禁止等に関する本市の施策に協力しなければならない。

(路上喫煙等禁止区域の指定)

第5条 市長は、市民等の身体及び財産への被害を防止し、並びに市民等の健康への影響を抑制するため特に路上喫煙等を禁止する必要があると認められる区域を路上喫煙等禁止区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、期間又は時間を限って行うことができる。

3 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、第7条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定したときは、これを告示するとともに、当該路上喫煙等禁止区域内の見やすい場所に、別に定めるところにより標識の設置又は標示をしなければならない。

5 路上喫煙等禁止区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。

(路上喫煙等禁止区域における路上喫煙等の禁止)

第6条 何人も、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等をしてはならない。

(審議会)

第7条 路上喫煙等禁止区域の指定その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第8条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第10条 この条例において別に定めるところとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第11条 第6条の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の規定は、市規則で定める日から施行する。（平成20年3月27日規則第74号で平成20年6月1日から施行）

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(路上喫煙等監視指導員)

第2条 路上喫煙等の禁止等に係る啓発活動，路上喫煙等禁止区域における指導，条例第11条に規定する過料（以下「過料」という。）の処分及び徴収（以下「過料の処分等」という。）その他の路上喫煙等の禁止等に関する事務を行わせるため，路上喫煙等監視指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 指導員は，市長が任命する。

3 指導員は，路上喫煙等の禁止等に関する事務を行うときは，路上喫煙等監視指導員証（第1号様式）を携帯し，関係者の請求があったときは，これを提示しなければならない。

(過料の処分等に係る権限の委任)

第3条 市長は，指導員に過料の処分等に係る権限を委任する。

2 市長は，必要があると認めるときは，過料の処分等に係る事務を自ら執行する。

(標識の様式)

第4条 条例第5条第4項に規定する標識の様式は，第2号様式による。

(審議会の会長及び副会長)

第5条 京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は，委員の互選により定める。

3 会長は，審議会を代表し，会務を総理する。

4 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第6条 審議会は，会長が招集する。ただし，会長及び副会長が在任しないときの審議会は，市長が招集する。

2 会長は，会議の議長となる。

3 審議会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。

4 審議会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

5 審議会は，必要があると認めるときは，委員以外の者に対して，意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は，文化市民局において行う。

(審議会に関する補則)

第8条 この規則に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，会長が定める。

(過料)

第9条 過料の額は，1,000円とする。

2 過料の処分に係る地方自治法第255条の3第1項の規定による告知及び弁明の機会の付与は，路上喫煙等に係る過料に処する旨の告知書（第3号様式）により行うものとする。

3 過料の処分の通知は，路上喫煙等に係る過料処分決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(補則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は，所轄局長が定める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月24日規則第47号）

この規則は，平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日規則第75号）

この規則は，平成20年6月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

路上喫煙等監視指導員証		第 号
写真	所 属	
	氏 名	
		年 月 日生
上記の者は、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第2条第1項に規定する路上喫煙等監視指導員であることを証明します。		
	年 月 日	
	京都市長	印

第2号様式（第4条関係）



備考 たばこの図柄（火が付いていることを表す部分を除く。）は黒色，煙の図柄は青色，文字及び地は白色，その他の部分は赤色とする。

第3号様式（第9条関係）

路上喫煙等に係る過料に処する旨の告知書

様	路上喫煙等監視指導員 <span style="float: right;">㊟</span>
住所	告知の年月日 年 月 日
電話	—

<p>あなたは、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第6条に違反して、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等を行ったので、同条例第11条及び京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第9条第1項の規定により金1,000円の過料に処せられることとなります。</p>	
違反行為の日時	年 月 日 時 分
違反行為の場所	京都市 区
<p>この処分に先立ち、地方自治法第255条の3第1項の規定により、次のとおり弁明の機会を付与します。</p>	
弁明の方法	弁明を記載した書面の提出
提出先	
提出期限	年 月 日

注1 あなたに代わって、弁明の手続に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合は、委任状の写しを提出してください。また、代理人がその資格を失った場合も、その旨を書面で届け出てください。

2 期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。

第4号様式（第9条関係）

路上喫煙等に係る過料処分決定通知書

様	路上喫煙等監視指導員 ㊟
住所	通知の年月日 年 月 日
電話 ー	

あなたは、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第6条に違反して、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等を行ったので、同条例第11条及び京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第9条第1項の規定により金1,000円の過料に処します。

違反行為の日時	年 月 日 時 分
違反行為の場所	京都市 区

備考1 この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

2 第3条第2項の規定により市長が自ら事務を行う場合は、この様式中「路上喫煙等監視指導員 ㊟」とあるのは、「京都市長 ㊟」とする。



## 京都市路上喫煙等対策審議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市市民参加推進条例第7条の規定に基づき京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 傍聴を希望する者は、会議の開始前の指定された期日内に、事務局へ応募するものとする。

(傍聴者の定員)

第3条 傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員は、原則として、10名とする。

2 傍聴を希望する者が定数を超えるときは、抽選により傍聴者を決定することとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険物を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及びのぼりの類を携帯している者
- (4) はち巻き、たすき、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) 楽器、ラジオその他音声を発する機械類を携帯している者
- (6) 前各号に定めるもののほか、議事を妨害し又は人に迷惑をかけると認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会議場内において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 食事又は喫煙をしないこと。
- (3) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) 写真の撮影、録画及び録音等をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (6) 会長又はその命を受けた事務局員の指示に従うこと。

(報道機関の特例)

第6条 審議会は、報道機関の傍聴について、別に記者席を設けることとする。

2 報道機関は、第5条第4号の規定に関わらず、会議の冒頭に限り、写真の撮影、録画及び録音等を行うことができる。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、審議会が会議を非公開とした場合は、速やかに会議場から退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 会長は、傍聴者がこの規程に違反するときは、これを止めるよう命じることができる。

2 会長は、傍聴者が前項の命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成19年7月31日から施行する。